

第一別館等照明器具改修(LED化)工事

仕 様 書

# 目 次

第1章 一般事項 -----	1
第2章 特記仕様 -----	4
第3章 工事仕様 -----	8

## 第1章 一般事項

### 1-1 総則

本工事は以下に記載の各種工事を本市の契約に関する条例・その他関係法規、仕様書、設計図書及び現場説明事項、並びに本市監督員の指示に従い誠意をもって完全な施工をなすものとする。

### 1-2 適用範囲

本仕様書は、吹田市水道部発注工事に適用する。

### 1-3 現場代理人、主任技術者及び資格者

受注者は工事契約締結後、現場代理人、主任技術者（又は、監理技術者）を定め、書面をもって発注者に通知すること。また、資格を必要とする作業は、それぞれ資格を有する者が施工すること。ただし、本市が不相当と認めたならば、これらの交代を命じることができる。

### 1-4 製作図及び施工図

受注者は、施工前に技術的な詳細打合せを行い、速やかに製作図・施工図及び使用材料承諾図等を提出し、本市の承諾を得た上で着手すること。その内容については、本市監督員の指示するものとする。

### 1-5 関係法令の遵守

受注者は、各種工事に関する法令・条例等を遵守し、工事の円滑な遂行を図るとともに本工事に必要な届出・申請等は受注者の負担と責任において行わなければならない。

### 1-6 安全・衛生管理

本工事による工事現場は、上水道施設であるので環境衛生には常に細心の注意を払い、不要な場所に立入らないようにすること。また、工事中は災害防止に努め労働安全衛生法を遵守し、第三者及び作業員の安全を図らなければならない。万一、工事中に発生した事故等は、速やかに本市監督員に報告するとともに、受注者の責任において処理すること。

1-7	機器及び材料
	機器及び材料はすべて新品とし、機材の品質が明示されていないものについては本市監督員の指示により、均衡を得たものとする。
1-8	解体材及び発生材
	解体材及び発生材は、本市監督員の指示に従い指定場所に返納又は受注者の責任において適正な処理及び再資源の利用促進(再資源利用計画書の作成)を図ること。また、産業廃棄物については、産業廃棄物管理票の写しを提出すること。
1-9	疑義
	本仕様書・設計書並びに図面等に定める事項について、明記のない場合又は疑義を生じた場合は本市監督員と協議し決定すること。なお、協議不成立の場合は、本市の指示に従い施工すること。
1-10	中間検査及び完成検査
	本工事期間中において本市監督員の指示に従い、製作工場あるいは工事現場にて中間検査を実施するものとする。また、工事日報・工事写真・完成図書等関係書類の提出をもって完成検査を行い工事完成とする。ただし、各検査において手直しを命じられた場合は、指定期間内に受注者の責任において処理すること。
1-11	準拠規格基準
	本仕様書に記載なき事項については、下記の規格基準に準拠する。
	(1) 日本産業規格
	(2) 日本水道協会規格
	(3) その他、関係関連法規
1-12	工事請負費表記
	水道部が発注する工事(請負金額 250 万円以上)についてコスト表記を行うこと。表記方法は、「工事表示板」等に追加表記し、表記する内容は、以下のとおりとする。
	(1) 工事名
	(2) 工事概要
【 吹 田 市 水 道 部 】 ( 2 )	

(3) 工事期間

(4) 工事金額

(5) 工事に関する問い合わせ先

(6) その他

なお、下記の軽微な工事や緊急を要する工事などを除くものとする。

ア 当初契約時の請負金額が 250 万円未満の工事

イ 単価契約工事

ウ 複数の工事箇所、又は市民の目に触れない箇所及び浄・配水場等の場内で行う維持・補修等の工事

エ 現場での作業が夜間の時間帯のみに行われる工事

オ 災害復旧など緊急を要する工事

カ 上記以外の工事で、コスト表記を実施することが効果的でない判断される工事

## 第2章 特記仕様

### 2-1 提出書類

本工事における提出書類は、下記のとおりとするが、詳細については工事契約締結後、本市監督員と打合せすること。

- (1) 工事着工届
- (2) 工事完成届
- (3) 請求書
- (4) 下請業者名簿
- (5) 工事外注計画書(請負金額 1,000 万円以上)
- (6) 工程表
- (7) 現場代理人届
- (8) 主任技術者届及び監理技術者届(証写し)

下請総額が 4,000 万円以上(建築一式工事は 6,000 万円以上)の工事において、監理技術者届を提出すること。監理技術者を配置する場合は、主任技術者届は不要とする。

#### (9) 工事カルテ

工事請負金額(消費税込み)が 500 万円以上の工事については、受注時、変更時、完成時の各時点において、受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内に、完成時は完成後 10 日以内に工事实績情報システム(CORINS)に基づき、工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、本市監督員の確認を受けた後に、「工事カルテ受領書」の写しを 1 部提出すること。なお、変更時と完成時の間が 10 日に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

#### (10) 施工計画書

受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を本市監督員に提出しなければならない。施工計画書は、下記の事項について記載するものとするが、本市監督員の指示により、その他の項目について追記するものとする。ただし、維持工事等簡易な工事においては、本市監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略できる。

- ア 工事概要
- イ 計画工程表
- ウ 現場組織票

エ 指定機械
オ 主要機材
カ 施工方法
キ 施工管理計画
ク 緊急時の体制及び対応
ケ 安全管理
コ 交通管理
サ 環境対策
シ 残土・廃材処分計画書
ス 施工体系図
セ 下請名簿
ソ 工事資格者名簿
タ その他
(11) 施工体制台帳
受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する工事について、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、本市監督員に提出しなければならない。施工体制台帳は、下記の事項とするが、本市監督員の指示により、その他の項目について追記するものとする。
ア 工事内容及び建設業許可
イ 配置技術者の氏名（資格）及び雇用関係
ウ 請負契約関係
エ 発注者との契約書（写し）
オ 下請契約書（写し）
カ 監理技術者資格証（配置が必要な場合）
キ その他
(12) 組立保険
受注者は、本市が指定する工事について、組立保険に加入しなければならない。保険契約締結後、証券等の写しを1部提出すること。（保険期間：工期+1か月）
(13) 損害賠償責任保険
受注者は、本市が指定する工事について、損害賠償責任保険に加入しなければならない。また、保険契約締結後、証券等の写しを1部提出すること。
<b>【 吹 田 市 水 道 部 】 ( 5 )</b>

(14) 打合せ議事録
受注者は、本市監督員の指示により、打合せ議事録を提出すること。
(15) 工事月報・工事写真・完成図書
ア 工事月報
本市提供様式により、毎月1部提出すること。記載方法は本市監督員の指示どおりとする。施工時など必要に応じて別途、工事日報も提出すること。
イ 工事写真
黒板、箱尺等により撮影目的をはっきりさせ、施工前、施工中、完成時の工程ごとに、詳細に撮影（カラー撮り）し、1部提出（電子データ共）すること。様式・サイズ等は本市監督員の指示どおりとする。
ウ 完成図書
工事完成後、3部提出すること。内1部は電子データとすること。様式・サイズ等は本市監督員の指示どおりとする。また、第2原図・仮完成図書等の提出についても、本市監督員の指示どおりとする。
(16) その他、本市監督員の指示により必要書類を提出すること。
2-2 施工時間
本工事施工にあたり、施工前日に作業内容及び作業予定人員等を報告すること。また、就労時間は午前9時～午後5時までを原則とする。なお、時間外作業（土曜日・日曜日・祭日含む。）を必要とするときは、本市監督員の指示を受けること。地域等で時間制限された場合は、その時間内の作業とする。
2-3 契約不適合責任
本工事における契約不適合責任の担保期間は、1年である。
2-4 環境衛生
本工事施工場所には、浄水所や配水場が含まれるため、環境衛生には十分に注意を払い下記のとおり、本市監督員の指示により検便検査の結果を提出すること。
(1) 配水施設及び浄水施設等の池内工事
(2) 浄・配水施設構内工事で、工期が1か月以上の工事
(3) その他の水道施設で、本市が必要と認める工事
<b>【 吹 田 市 水 道 部 】 ( 6 )</b>



また、検査内容はサルモネラ菌・赤痢菌・腸チフス・パラチフス・0-157 等とする。

2-5 耐震基準

本工事の施工にあたっては、水道施設耐震工法指針で定める耐震基準（レベル 2、ランク A1）に準拠すること。また、あと施工アンカー引張耐力試験報告書を提出すること。

2-6 その他、注意事項

- (1) 本工事施工にあたり、施工場所の取合い・施工時期等、本市監督員及び別途発注工事の受注者を含め、綿密な打合せのもと、円滑な工程管理に努めること。
- (2) 近隣住民に、騒音や粉塵等の被害が及ばないよう細心の注意を払い、現場養生等を実施すること。
- (3) 重機や資材の搬入時等は、搬入経路を含め、必要に応じて交通誘導員を配置すること。
- (4) クレーン作業等を行う場合、施工場所近辺の架空電線には、受注者の責任と負担において、適切な防護措置をとること。

### 第3章 工事仕様

#### 3-1 工事概要

本工事は、電気設備工事であり、大略は下記のとおりである。

##### (1) 第一別館等照明器具改修(LED化)工事

ア 水道部 第一別館、第二別館、浴室棟、本館二階浄水管理センター、守衛室、本館一階エレベータ横 書庫3、料金グループ第一倉庫事務所の蛍光灯等照明器具の撤去・処分及びLED照明器具の据付(ケーブルは既設流用)

イ その他必要な工事一切

なお、工事の施工は、「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)最新版」(一般社団法人 公共建築協会発行)に基づき実施するものとする。ただし、本仕様書、図面、各参考図書と相違がある場合、受注者は本市監督員に確認して指示を受けること。仕様書・設計書・図面等に記載もれ等が生じた場合においても、設備の機能が十分に満足できるように施工すること。

#### 3-2 機器仕様

##### (1) 既設照明器具

##### ア 第一別館照明器具

A205	6台
A204	8台
B401	3台
B402	8台
B201	1台
B201cd	3台
C201	2台
C202	17台
C401	22台
C402	184台
C403	12台

C202cd	8 台
C402cd	38 台
C403cd	2 台
C401cd	1 台
E201	17 台
E201cd	1 台
F402cd	1 台
F402	7 台
I181	23 台
R201cd	3 台
M201	2 台
M151	5 台
X	4 台
S	1 台
a201	2 台
J202	1 台
計	382 台
イ 第二別館照明器具	
B22	1 台
B42	43 台
B42E	3 台
C41	6 台
F363	8 台
F363E	1 台
K21	5 台
O18	3 台
O27	2 台
P60	16 台
Q20E	4 台
R20E	6 台
【 吹 田 市 水 道 部 】 ( 9 )	

Z42	1 台
計	99 台
ウ 浴室棟照明器具	
B202	1 台
C402	12 台
I131	1 台
O201	3 台
P401WP	5 台
計	22 台
エ 本館二階浄水管理センター照明器具	
A4-48	24 台
A4-48E	2 台
B4-48	4 台
C4-48	32 台
D4-23	4 台
D4-48	2 台
D4-48E	2 台
e-D10	7 台
F4-15	1 台
F4-23	3 台
G2-07(カート含む)	2 台
H4-41	2 台
計	85 台
オ 守衛室照明器具	
A4-48	2 台
I4-23W	1 台
J15	1 台
K250	1 台
【 吹 田 市 水 道 部 】 ( 10 )	

計	5 台
カ 本館一階エレベータ横 書庫 3 照明器具	
FLR40 形×1 灯具 天井直付型	2 台
計	2 台
キ 料金グループ第一倉庫事務所照明器具	
FLR40 形×2 灯具 天井直付型	2 台
計	2 台
(2) 新設照明器具	
ア 新設照明器具 (LED 照明器具) の設置場所は既設と同じ位置とする。新設照明器具と既設照明器具の寸法が違う場合等、天井パネル等設置場所に穴が生じる場合は、丁寧に補修すること。	
イ 配線は既設流用とする。	
ウ 新設照明器具の明るさは既設照明器具の明るさと同等以上とする。	
エ 第一別館一階庁舎管理室の事務机上に Hf32 形×1 灯具相当の LED 照明器具を新設すること。(配線工事等含む)	
3-4 その他	
(1) LED 照明器具は、使用目的に適合しているとともに、作業面で十分な照度を有すること。	
(2) 絶縁抵抗試験等、必要な性能試験を行うこと。	
(3) 工事は土日に行うこと。平日に行う場合は本市監督員と協議し決定すること。	
(4) 本館二階浄水管理センターは土日も業務を行っているため、工事中は仮設照明を準備する等、業務に支障のないように作業を行うこと。	
(5) 照明器具の下部には事務机等があるため、作業実施の際、十分な養生を行い細心の注意を払うこと。	
(6) 電気は支給する。ただし、本市監督員が指示した箇所から使用すること。また、電気は過負荷保護・漏電遮断機能付きコードリール等を介して使用すること。	
【 吹 田 市 水 道 部 】 ( 1 1 )	